

農業経営基盤強化準備金制度の対象事業について

【農業経営基盤強化準備金制度の概要】

水田活用の直接支払交付金等を、農業経営の基盤強化を図るために積み立て、又は農用地や農業用の建物・機械等の取得に充当する取組について、税制面で支援

○準備金制度のイメージ図

(例) 3年間積み立てて、4年目に農地等を取得した場合



準備金の積立

交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で

- ① 個人は必要経費算入
- ② 法人は損金算入

(積み立てない交付金は、課税対象)

農業用固定資産の取得

農用地や農業用機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で圧縮記帳

- ① 準備金取崩額
- ② その年に受領した交付金の額

【積み立ての対象となる事業】

<これまで>

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金

※水田リノベーション事業は対象外

<R4補正予算以降>

- 経営所得安定対策の交付金(ゲタ、ナラシ)
- 水田活用直接支払交付金
 - ・水田活用の直接支払交付金*

- ・畑地化促進事業*
- ・畑作物産地形成促進事業
- ・コメ新市場開拓等促進事業

R4補正予算、R5当初予算で措置する事業も準備金として活用が可能

注: * 印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象外となります。